

2021年6月11日

吸収分割にかかる事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

東京都町田市森野一丁目23番19号
株式会社ギフト
代表取締役 田川翔

当社は、2021年5月19日付けで株式会社GIFT JAPAN（以下、「吸収分割承継会社①」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2021年8月1日（予定）を効力発生日として、当社が営む直営店事業およびプロデュース事業に関して当社が有する権利義務を承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割①」といいます。）を行うこと、ならびに2021年5月19日付けで株式会社ギフトフードマテリアル（以下、「吸収分割承継会社②」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2021年8月1日（予定）を効力発生日として、当社が営む製造事業に関して当社が有する権利義務を承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割②」といいます。）を行うことといたしました。本件吸収分割①および本件吸収分割②に関する事項は、次のとおりです。

記

第1 本件吸収分割①について

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

2021年5月19日付けで当社と吸収分割承継会社①が締結した吸収分割契約の内容は、別紙①-1のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

本件吸収分割①に際し、吸収分割承継会社①から吸収分割株式会社である当社に対して株式、金銭その他の財産の交付を一切いたしません。これは、吸収分割承継会社①が当社の完全子会社であることから相当であると判断しております。また、吸収分割承継会社①において資本金および準備金の額は変動いたしません。

3. 吸収分割承継会社①についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社①は、2021年5月1日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	10百万円	流動負債	-百万円
固定資産	-百万円	固定負債	-百万円
		純資産	10百万円
合計	10百万円	合計	10百万円

イ (2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

ウ (3) 成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

4. 吸収分割株式会社についての事項 (会社法施行規則第 183 条第 5 号)

吸収分割株式会社である当社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社①の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 183 条第6号)

吸収分割株式会社である当社および吸収分割承継会社①においては、本件吸収分割①後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、ならびに、事業活動および収益状況においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

第2 本件吸収分割②について

1. 吸収分割契約の内容 (会社法第 782 条第 1 項第2号)

2021年5月19日付けで当社と吸収分割承継会社②が締結した吸収分割契約の内容は、別紙②-1のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項 (会社法施行規則第 183 条第1号)

本件吸収分割②に際し、吸収分割承継会社②から吸収分割株式会社である当社に対して株式、金銭その他の財産の交付を一切いたしません。これは、吸収分割承継会社②が当社の完全子会社であることから相当であると判断しております。また、吸収分割承継会社②において資本金および準備金の額は変動いたしません。

3. 吸収分割承継会社②についての事項 (会社法施行規則第 183 条第 4 号)

(1) 最終事業年度にかかる計算書類等の内容

最終事業年度にかかる計算書類の内容は、別紙②-3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

4. 吸収分割株式会社についての事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

吸収分割株式会社である当社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社②の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

吸収分割株式会社である当社および吸収分割承継会社②においては、本件吸収分割②後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、ならびに、事業活動および収益状況においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

株式会社ギフト（以下「甲」という。）と株式会社GIFT JAPAN（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）をもって、本分割により、甲が営む事業の一部（直営店事業及びプロデュース事業を指し、以下「本件事業」という。）に関する第3条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号及び住所）

本分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、次のとおりとする。

①甲（吸収分割会社）

商号：株式会社ギフト

住所：東京都町田市森野一丁目23番19号

②乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社GIFT JAPAN

住所：東京都町田市森野一丁目23番19号

第3条（承継する権利義務）

- 乙が本分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙①-2「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- 前項にかかわらず、本契約締結後に法令その他の規制上、本分割による承継が不可能又は著しく困難であることが判明した権利義務等（当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したもの及び当該承継により甲又は乙において著しい不利益を生じることが判明したものを含む。）については、甲乙協議の上、承継権利義務から除外することができる。
- 第1項の規定により、乙が甲から承継する全ての債務について、甲は、すべて重畳的に債務を引き受けるものとする。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継される債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全部を求償することができる。

第4条（本分割の対価）

乙は、本分割に際し、甲に対して株式、金銭その他の対価を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（本分割の効力発生日）

本分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年8月1日とする。但し、本分割の手続き上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第7条（関連法令による手続）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、本分割に関して関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降も、本件事業及びこれに類似する事業について一切競業避止義務を負わない。

第9条（本契約の変更・解除）

甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日に至る間に、甲又は乙の財産その他の権利義務又は経営状況に重大な悪影響が生じたとき、その他本分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときには、甲及び乙の合意により、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

甲及び乙は、法令に定める関係官庁等の承認若しくは許認可等が得られなかった場合には、甲乙協議の上、本分割の条件の変更、又は、本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

以上を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、乙が原本を、甲がその写しを保有する。

2021年5月19日

(甲) 東京都町田市森野一丁目23番19号
株式会社ギフト
代表取締役 田川 翔

(乙) 東京都町田市森野一丁目23番19号
株式会社GIFT JAPAN
代表取締役 田川 翔

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、次に掲げる権利義務であって、本効力発生日において甲に帰属する権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2020年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

本件事業に属する、普通預金、前払費用等とする

(2) 有形固定資産

本件事業に属する敷金、保証金、長期貸付金（建設協力金）、長期前払費用、長期未収入金等とする

(3) 無形固定資産

本件事業に関する商標権とする

2. 負債

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、前受金、短期借入金、預り保証金、ポイント引当金等とする

(2) 固定負債

本件事業に属する長期前受金、長期借入金等とする

3. 雇用契約等

甲が締結し、かつ本効力発生日の前日の終了時において効力を有する、本件事業に従事する甲の従業員（但し、本効力発生日の前日までに別途甲及び乙が合意した従業員を除く。）と甲との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務

4. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時において、甲が保有している本件事業に関する許認可等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの

5. その他の権利義務

本件事業に属する雇用契約以外の契約であって、甲が締結し、かつ本効力発生日の前日の終了時において効力を有する契約（当該契約に付随又は関連する契約を含む。以下同じ。）における契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（但し、次に掲げる契約に係るものを除く。）

- ① ソフトウェア開発及び利用等に関する契約
- ② 本社ビル賃貸借契約

以 上

株式会社ギフト（以下「甲」という。）と株式会社ギフトフードマテリアル（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）をもって、本分割により、甲が営む事業の一部（製造事業、及び商品の受発注事業を指し、以下「本件事業」という。）に関する第3条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号及び住所）

本分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、次のとおりとする。

①甲（吸収分割会社）

商号：株式会社ギフト

住所：東京都町田市森野一丁目23番19号

②乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社ギフトフードマテリアル

住所：東京都町田市森野一丁目23番19号

第3条（承継する権利義務）

- 1 乙が本分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- 2 前項にかかわらず、本契約締結後に法令その他の規制上、本分割による承継が不可能又は著しく困難であることが判明した権利義務等（当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したもの及び当該承継により甲又は乙において著しい不利益を生じることが判明したものを含む。）については、甲乙協議の上、承継権利義務から除外することができる。
- 3 第1項の規定により、乙が甲から承継する全ての債務について、甲は、すべて重疊的に債務を引き受けるものとする。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継される債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全部を求償することができる。

第4条（本分割の対価）

乙は、本分割に際し、甲に対して株式、金銭その他の対価を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（本分割の効力発生日）

本分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年8月1日とする。但し、本分割の手続き上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第7条（関連法令による手続）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、本分割に関して関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降も、本件事業及びこれに類似する事業について一切競業避止義務を負わない。

第9条（本契約の変更・解除）

甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日に至る間に、甲又は乙の財産その他の権利義務又は経営状況に重大な悪影響が生じたとき、その他本分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときには、甲及び乙の合意により、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

甲及び乙は、法令に定める関係官庁等の承認若しくは許認可等が得られなかった場合には、甲乙協議の上、本分割の条件の変更、又は、本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

以上を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、乙が原本を、甲がその写しを保有する。

2021年5月19日

(甲) 東京都町田市森野一丁目23番19号
株式会社ギフト
代表取締役 田川 翔

(乙) 東京都町田市森野一丁目23番19号
株式会社ギフトフードマテリアル
代表取締役 寺田 三男

承継権利義務明細表

乙が、甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、次に掲げる権利義務であって、本効力発生日において甲に帰属する権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2020年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

本件事業に属する普通預金、前払費用等とする

(2) 有形固定資産

本件事業に属する土地、建物、敷金、保証金等とする

(3) 無形固定資産

本件事業に関する商標権とする

2. 負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、短期借入金等とする

3. 雇用契約等

甲が締結し、かつ本効力発生日の前日の終了時において効力を有する、本件事業に従事する甲の従業員（但し、本効力発生日の前日までに別途甲及び乙が合意した従業員を除く。）と甲との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務

4. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時において、甲が保有している本件事業に属する許認可等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの

5. その他の権利義務

本件事業に属する雇用契約以外の契約であって、甲が締結し、かつ本効力発生日の前日の終了時において効力を有する契約（当該契約に付随又は関連する契約を含む。以下同じ。）における契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（但し、次に掲げる契約に係るものを除く。）

- ① ソフトウェア開発及び利用等に関する契約
- ② 本社ビル賃貸借契約

以 上

第32期 計算書類
第32期 計算書類の附属明細書

自 2019年8月1日
至 2020年7月31日

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
販売費及び一般管理費の明細

株式会社ケイアイケイフーズ

貸借対照表

2020年7月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	6,606,450	買掛金	1,878,569
売掛金	91,781,695	短期借入金	50,384,257
貯蔵品	474,401	未払金	36,165,640
原材料	1,662,857	未払費用	1,868,463
製品	1,045,928	未払法人税等	98,900
前払費用	397,308	賞与引当金	77,870
未収入金	2,530,745	預り金	298,996
流動資産合計	104,499,384	流動負債合計	90,772,695
固定資産		固定負債	
有形固定資産		資産除去債務	0
土地	58,186,966	繰延税金負債	12,029,327
建物及び建物附属設備	16,952,590	固定負債合計	12,029,327
建物及び建物附属設備減価償却累計額	△13,229,862	負債合計	102,802,022
機械装置及び工具器具備品	66,534,711	純 資 産 の 部	
機械装置及び工具器具備品減価償却累計額	△56,150,056	株 主 資 本	
有形固定資産合計	72,294,349	資本金	5,000,000
無形固定資産		資本剰余金	
ソフトウェア	247,500	その他資本剰余金	0
無形固定資産合計	247,500	資本剰余金合計	0
投資その他の資産		利益剰余金	
敷金・保証金	50,000	その他利益剰余金	46,051,572
出資金	20,000	繰越利益剰余金	46,051,572
投資その他の資産合計	70,000	利益剰余金合計	46,051,572
固定資産合計	72,611,849	株主資本合計	51,051,572
		評価差額	23,257,639
		純 資 産 合 計	74,309,211
資 産 合 計	177,111,233	負 債 ・ 純 資 産 合 計	177,111,233

損益計算書

2019年8月1日から
2020年7月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額
売上高	183,740,017
卸高価	4,547,645
卸高価	4,177,235
卸高価	101,892,480
卸高価	1,662,857
卸高価	34,872,477
卸高価	26,641,613
卸高価	170,468,593
卸高価	1,045,928
卸高価	169,422,665
卸高価	14,317,352
卸高価	23,285,610
卸高価	△8,968,258
卸高価	531
卸高価	334,217
卸高価	0
卸高価	0
卸高価	334,748
卸高価	34,915
卸高価	213,800
卸高価	248,715
卸高価	△8,882,225
卸高価	956,309
卸高価	956,309
卸高価	3,377,826
卸高価	3,377,826
卸高価	△11,303,742
卸高価	228,500
卸高価	4,635,157
卸高価	4,863,657
卸高価	△16,167,399

株主資本等変動計算書

2019年8月1日から
2020年7月31日まで

(単位：円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計
		その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	その他利益剰 余金 繰越利益剰余 金	
当期首残高	5,000,000	-	-	62,218,971	67,218,971
事業年度中の変動額					
当期純損失	-	-	-	△16,167,399	△16,167,399
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△16,167,399	△16,167,399
当期末残高	5,000,000	-	-	46,051,572	51,051,572

	評価・換算差額等		新株予約 権	純資産合計
	評価差額	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	23,257,639	23,257,639	-	90,476,610
事業年度中の変動額				
当期純損失	-	-	-	△16,167,399
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△16,167,399
当期末残高	23,257,639	23,257,639	-	74,309,211

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

A. 関係会社株式

総平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

A. 原材料及び貯蔵品

月次平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金売上債権

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 株主資本変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

500株 (1株当たり純損失32,334.79円)

販売費及び一般管理費の明細

2019年8月1日から

2020年7月31日まで

		(単位：円)
科目	金額	
荷造運賃	4,814,738	
広告宣伝費	133,319	
給料	2,447,010	
法定福利費	376,992	
通勤交通費	38,310	
通信費	16,232	
衛生費	46,500	
廃棄物処理費	15,000	
消耗品費	1,290,604	
租税公課	39,500	
減価償却費	355,015	
修繕費	72,700	
保険料	40,570	
リース料	89,206	
求人広告費	160,000	
支払手数料	116,822	
長期前払費用償却	500,000	
雑費	250,386	
ガス代	10,695	
電気代	539,313	
シアワセ支援費	11,932,698	
販売費及び一般管理費計		23,285,610

第32期 事業報告

自 2019年8月1日
至 2020年7月31日

株式会社ケイアイケイフーズ

事業報告

自 2019年8月1日
至 2020年7月31日

I 企業の現況

1. 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行（パンデミック）により、当該感染症が世界中の多くの人命を奪うとともに世界経済に対して過去に経験し得ない多大な影響を及ぼしております。外食業界においては、新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの営業自粛要請を受け、営業活動に壊滅的打撃を受け、既存従業員の雇用継続が厳しい状況に至っております。

このような環境の中、当社は、いわゆる「ハレ消費」を前提とする飲食事業モデルではなく、店内滞在時間も短いという特性を有するラーメン業態に食材を提供していることから、日常食という強みを生かしてまいりました。

この結果、当期の売上高は183,740千円を計上することが出来ましたが、営業損失は△8,968千円、経常損失は△8,882千円、当期純損失は△16,167千円となりました。

2. 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、世界的な景気後退を背景とした生活防衛意識の高まりによる外食機会の減少、食の安全性に対する消費者意識の高まりや低価格競争の激化等により、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。こうした状況を踏まえて当社では、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

- (1) 既存店に対する売上の維持向上
- (2) 衛生・品質管理の強化、徹底
- (3) 人材採用、教育強化
- (4) 経営管理体制の強化

監 査 報 告 書

2020年9月21日

株式会社ケイアイケイフーズ
代表取締役社長 寺田 三男 殿

株式会社ケイアイケイフーズ
監査役 網野 功介

2019年8月1日から2020年7月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役および使用人から説明を受け、重要な書類などを閲覧し監査しました。

2. 監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類および附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上